

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年7月13日
【四半期会計期間】	第75期第1四半期(自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
【会社名】	株式会社ケーヨー
【英訳名】	Keiyo Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 醍 醐 茂 夫
【本店の所在の場所】	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
【電話番号】	043 (255) 1111 (代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 財務・システム担当 大 胡 敏 夫
【最寄りの連絡場所】	千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目28番1号
【電話番号】	043 (255) 1111 (代)
【事務連絡者氏名】	常務取締役 財務・システム担当 大 胡 敏 夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第74期 第1四半期 累計期間	第75期 第1四半期 累計期間	第74期
会計期間	自 平成23年 3月1日 至 平成23年 5月31日	自 平成24年 3月1日 至 平成24年 5月31日	自 平成23年 3月1日 至 平成24年 2月29日
売上高 (百万円)	49,787	47,459	190,295
経常利益 (百万円)	2,078	1,297	5,956
四半期(当期)純利益 (百万円)	904	740	2,071
持分法を適用した 場合の投資利益 (百万円)	—	—	—
資本金 (百万円)	14,948	14,948	14,948
発行済株式総数 (株)	59,476,284	59,476,284	59,476,284
純資産額 (百万円)	34,235	35,110	35,572
総資産額 (百万円)	104,969	100,495	94,826
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	16.94	14.00	38.81
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	12.50
自己資本比率 (%)	32.6	34.9	37.5

(注) 1.売上高には、消費税等は含まれておりません。

2.潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3.持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社の損益等から見て重要性が乏しいため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間（平成24年3月1日～平成24年5月31日）におけるわが国経済は、欧州債務危機による金融不安や円高等の影響により、景気の先行きについて不透明な状況となっております。小売業界におきましても、原発問題や電力不足等による消費者の需要の大きな変化や、社会保障問題等の社会不安の増大による個人消費の低迷等も見られ、企業間の価格や品揃え競争もより一層激化する中、当社を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

そうした中、当社におきましては、創業60周年を迎え、記念セールや記念キャンペーンの実施、テレビCMのリニューアル等販売促進の強化を進めるとともに、商品開発の推進や地域特性への対応強化等に取り組んでまいりました。また、「ふだんの暮らし総合店」づくりをさらに深化させ、便利な買物と安さの提供、品揃え枠の拡大にも努めてまいりました。

販売面では、創業60周年記念セールにて訴求をした開発商品が好調に推移するとともに、テレビCMの訴求効果もあり「デイトーオリジナル小輪ベチューニア」をはじめとした園芸植物が好調に推移いたしました。また、節電需要に合わせて「電考節家（でんこうせつか）」をキーワードに節電用品の訴求を強化してきた結果、冷感肌着や冷感寝具、すだれ、よしず等が好調に推移しております。一方、前年の震災需要の反動により乾電池やカセットコンロ、ガソリン携行缶等は低調となりました。

店舗設備では、節電や環境への配慮といたしまして、LED照明の導入を積極的に行い、導入店舗数は当四半期会計期間末で累計79店舗となりました。

販売拠点の強化につきましては、3月に木曽川店（愛知県一宮市）を出店したほか、3店舗の全面改装を実施しました。

こうした取り組みの結果、当第1四半期累計期間における売上高は、474億59百万円（前年同四半期比4.7%減）、営業利益は9億96百万円（同45.4%減）、経常利益は12億97百万円（同37.6%減）、四半期純利益は7億40百万円（同18.1%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は1,004億95百万円となり、前事業年度末に比較し56億69百万円増加いたしました。主な要因は現金及び預金22億62百万円、商品37億78百万円の増加などによるものです。

負債合計は653億84百万円となり、前事業年度末に比較し61億31百万円増加いたしました。主な要因は支払手形及び買掛金85億91百万円の増加と、短期借入金32億96百万円の減少などによるものです。

純資産合計は351億10百万円となり、前事業年度末に比較し4億61百万円減少いたしました。主な要因は自己株式の取得4億20百万円、剰余金の配当3億33百万円、その他有価証券評価差額金3億21百万円の減少と、四半期純利益7億40百万円の計上などによるものです。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

① 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えています。上場会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社取締役会としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思により決定されるべきであり、当社の株式に対する大量取得提案又はこれに類似する行為があった場合、当社株式を売却するかどうかの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えます。なお、当社は、当社株式等について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量取得提案又はこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。そして、かかる株式等の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式等の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社の経営にあたっては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、並びにお客様、取引先及び従業員等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠であり、これらに対する十分な理解がなければ、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させることはできません。特に、当社の企業価値の源泉は、①ふだんの暮らしをテーマに必要な用品に特化し、徹底したローコストオペレーションを構築すること等により実現されるロープライスでの商品の提供力、②お客様の暮らしの多様なニーズに対応する多岐に渡る商品の提供力、③お客様の暮らしのニーズに即したオリジナル商品の開発力、④チェーンストア経営による利便性、⑤お客様から支持される「ふだんの暮らし総合店」としての地域密着型ストアロイヤリティ、⑥創業以来の企業理念や企業文化、ふだんの暮らしをテーマに必要な用品を総合的に扱い、特にハードグッズ売場や園芸植物を中心とする屋外売場を充実させた「ふだんの暮らし総合店」の実現・発展に寄与する中で培われてきたノウハウの存在及びこれらを共有し、かつ一丸となって発展・成長させる従業員の存在、にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が不可欠です。

当社株式等の大量取得を行う者が、かかる当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては、株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社としては、かかる当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては必要かつ相当な対抗手段を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」の更新

当社は、平成23年5月26日開催の第73回定時株主総会において、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」の更新について承認を得ております。（以下更新後のプランを「本プラン」といいます。）

当社取締役会は、上記基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量取得を抑止するためには、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みが必要不可欠であると判断しました。

そこで、次のa.又はb.に該当する当社の株券等に対する買付その他の取得もしくはこれに類似する行為又はそれらの提案(当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続として本プランを定めました。

a. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付その他の取得

b. 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等保有割合及びその特別関係者の株券等保有割合の合計が20%以上となる公開買付け

なお、本プランの詳細については、当社ホームページ (<http://www.keiyo.co.jp/>) に記載の「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」（平成23年4月5日付）をご参照下さい。

ロ. 本プランの合理性を高める仕組みの設定

本プランにおいては、本プランにおいて定められる新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての実施、不実施、中止又は無償取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程に従い、(a)当社社外取締役、(b)当社社外監査役又は(c)社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会(以下「独立委員会」といいます。)の客観的な判断を経ることとしています。また、これに加えて、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたり、株主意思確認株主総会の招集を勧告した場合には株主意思確認株主総会を招集のうえ、同総会に本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議することにより株主の皆様の意思を確認することとしています。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様へ適時情報を開示することによりその透明性を確保することとしています。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,000,000
計	230,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年5月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年7月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	59,476,284	59,476,284	東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容に制限 のない、標準となる株式 単元株式数 100株
計	59,476,284	59,476,284	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年3月1日～ 平成24年5月31日	—	59,476,284	—	14,948	—	6,715

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成24年2月29日現在の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成24年2月29日現在			
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,098,900	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 53,308,500	533,085	同上
単元未満株式	普通株式 68,884	—	同上
発行済株式総数	59,476,284	—	—
総株主の議決権	—	533,085	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ1,300株(議決権13個)及び17株含まれております。

2. 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己株式が次のとおり含まれております。

自己株式 90株

② 【自己株式等】

平成24年2月29日現在					
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ケーヨー	千葉県若葉区みつわ台 1丁目28番1号	6,098,900	—	6,098,900	10.25
計	—	6,098,900	—	6,098,900	10.25

(注) 平成24年4月3日開催の取締役会での決議に基づき、平成24年4月に800,000株を取得しております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(平成24年3月1日から平成24年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成24年3月1日から平成24年5月31日まで)に係る四半期財務諸表について、千葉第一監査法人により四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

①資産基準	1.1%
②売上高基準	1.2%
③利益基準	△1.4%
④利益剰余金基準	0.0%

※会社間項目の消去後の数値により算出しております。

1 【四半期財務諸表】
(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 2 月29日)	当第 1 四半期会計期間 (平成24年 5 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,741	4,003
受取手形及び売掛金	804	1,410
商品	32,231	36,009
その他	4,689	4,635
流動資産合計	39,467	46,057
固定資産		
有形固定資産		
建物	23,932	23,968
土地	11,922	11,921
その他	12,542	12,777
減価償却累計額	△23,933	△24,202
有形固定資産合計	24,463	24,464
無形固定資産	2,136	2,093
投資その他の資産		
投資有価証券	7,787	7,137
差入保証金	15,485	15,200
その他	6,135	6,166
貸倒引当金	△562	△540
投資損失引当金	△86	△86
投資その他の資産合計	28,759	27,879
固定資産合計	55,359	54,437
資産合計	94,826	100,495

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年 2 月29日)	当第 1 四半期会計期間 (平成24年 5 月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	17,204	25,795
短期借入金	4,693	1,397
1年内償還予定の社債	550	550
1年内返済予定の長期借入金	2,989	2,939
未払法人税等	1,090	815
資産除去債務	0	34
その他	4,847	5,865
流動負債合計	31,375	37,397
固定負債		
社債	5,100	5,100
長期借入金	18,123	18,123
退職給付引当金	2,551	2,638
役員退職慰労引当金	7	7
資産除去債務	450	452
その他	1,646	1,665
固定負債合計	27,878	27,986
負債合計	59,253	65,384
純資産の部		
株主資本		
資本金	14,948	14,948
資本剰余金	12,595	12,595
利益剰余金	10,886	11,293
自己株式	△3,573	△3,994
株主資本合計	34,856	34,842
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	598	277
繰延ヘッジ損益	117	△9
評価・換算差額等合計	715	268
純資産合計	35,572	35,110
負債純資産合計	94,826	100,495

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
売上高	49,787	47,459
売上原価	35,685	34,416
売上総利益	14,101	13,042
販売費及び一般管理費	12,274	12,045
営業利益	1,826	996
営業外収益		
受取利息	52	45
受取配当金	95	105
受取賃貸料	306	357
その他	207	197
営業外収益合計	661	705
営業外費用		
支払利息	139	102
賃貸収入原価	266	298
その他	2	3
営業外費用合計	408	404
経常利益	2,078	1,297
特別利益		
投資有価証券売却益	—	36
その他	0	—
特別利益合計	0	36
特別損失		
固定資産売却損	36	0
固定資産除却損	9	8
店舗閉鎖損失	47	19
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	177	—
災害による損失	317	2
その他	35	—
特別損失合計	625	31
税引前四半期純利益	1,453	1,302
法人税、住民税及び事業税	978	770
法人税等調整額	△429	△209
法人税等合計	549	561
四半期純利益	904	740

【会計方針の変更等】

該当事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年2月29日)	当第1四半期会計期間 (平成24年5月31日)
偶発債務 下記のとおり関係会社の銀行借入に対し、連帯保証により債務保証を行っています。 茂原商業開発㈱ 571百万円	偶発債務 下記のとおり関係会社の銀行借入に対し、連帯保証により債務保証を行っています。 茂原商業開発㈱ 538百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

前第1四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
減価償却費 316百万円 のれんの償却額 38百万円	減価償却費 347百万円 のれんの償却額 38百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月26日 定時株主総会	普通株式	333	6.25	平成23年2月28日	平成23年5月27日	利益剰余金

- 2 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月24日 定時株主総会	普通株式	333	6.25	平成24年2月29日	平成24年5月25日	利益剰余金

2 基準日が当事業年度の開始の日から当四半期会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前第1四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
当社の関連会社は損益等から見て重要性が乏しいため、記載しておりません。	同左

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)及び当第1四半期累計期間(自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)

当社は、ホームセンター事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第1四半期累計期間 (自 平成23年3月1日 至 平成23年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 平成24年3月1日 至 平成24年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	16.94円	14.00円
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	904	740
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	904	740
普通株式の期中平均株式数(株)	53,378,482	52,890,126

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年7月11日

株式会社ケーヨー
取締役会 御中

千葉第一監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 西 村 勝 司 印

代表社員
業務執行社員 公認会計士 大 川 健 哉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ケーヨーの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第75期事業年度の第1四半期会計期間(平成24年3月1日から平成24年5月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成24年3月1日から平成24年5月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ケーヨーの平成24年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。